

名古屋市 市民活動保険

のご案内

名古屋市市民活動保険とは

名古屋市が市民の皆様呼びかけて実施しております各種市民活動の最中に、万が一事故が起きてしまった場合に備え、あらかじめ名古屋市が保険料を負担し、保険会社と契約をしております。

市民の皆様が安心して市民活動に参加していただき、これによって各活動の活性化の一助となることを願っています。

★保険料、事前の加入や登録手続きは不要。

★各活動が保険の対象となるかご不明な場合は、各お問い合わせ・届出先部署へご確認ください。



対象となる市民活動

次のような活動が保険の対象となります。なお、皆様の活動が対象となるかご不明な場合は、各お問い合わせ先や届出先へご確認ください。

町を美しくする運動

- ①区安心・安全で快適なまちづくり協議会・学区連絡協議会・町美運動学区推進委員会・町内会・自治会が実施する町を美しくする運動
- ②どんぐりひろば・児童遊園地管理者による清掃活動
- ③緑のまちづくり活動
- ④河川愛護活動
- ⑤ごみ・資源の排出指導活動
- ⑥ネズミ昆虫等防除活動
- ⑦違反広告物追放推進員活動
- ⑧名古屋クリーンパートナー活動
- ⑨イエローチョーク作戦

交通安全市民運動

- ①交通事故死ゼロの日活動
- ②交通安全街頭啓発活動
- ③交通安全決起大会
- ④交通安全街頭キャンペーン
- ⑤地域の交通安全教室
- ⑥交通安全パレード
- ⑦違法駐車・青空駐車追放パトロール
- ⑧自転車駐車対策協力活動
- ⑨その他、地域の実情に応じた活動

生活安全市民運動

- ①防犯パトロール活動
- ②地域の防犯教室
- ③こども安全指導活動
- ④生活安全(防犯)キャンペーン活動
- ⑤防犯灯点検活動
- ⑥その他、地域の実情に応じた活動

青少年育成運動の運営活動

次の事業運営に係る青少年健全育成に取り組む方々(青少年育成指導者)の諸活動

- ①子どものふれあいづくり、自然体験活動、異年齢・世代間の交流等の活動
- ②青少年健全育成に関する啓発活動
- ③地域環境の浄化活動
- ④地域の世話やしき活動
- ⑤その他、地域の実情に応じた活動

コミュニティセンター等管理活動

コミュニティセンターおよび類似施設(準コミュニティセンター、地域センターなどで市が定める施設)の管理者による施設の清掃、設備の保守管理など、施設を良好な状態に維持・管理する諸活動

防火・防災市民普及活動

市民の防火・防災に関する知識・対策、応急救護技術などの向上を図るために実施される次の普及活動

- ①名古屋市が主催する防火・防災普及活動、防災訓練、応急救護に関する普及活動など
- ②防火防災意識の高揚を図るためのキャンペーン活動
- ③自主防災組織・防火協力団体等が実施する防火・防災普及活動、防災訓練、応急救護に関する普及活動など

環境保全実践活動

- ①環境局及び保健センターが主催又は共催等で実施する、環境保全に関する活動
- ②「環境サポーター」の環境教育活動

集団資源回収活動

「名古屋市集団回収実施団体登録制度」に登録している団体が実施する、古紙等の集団資源回収活動

動物愛護推進員活動

- ①動物の愛護と適正な飼養に関する知識の普及活動
- ②住民や飼主への助言・支援等に関する活動

保険の内容

保険会社との契約によるものであり、保険金の認定・支払は保険会社が行います。

傷害保険

活動協力者が、活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡または身体に傷害を被った場合に支払われる保険金です。

種類	保険金額	対象とならない主な事例
死 亡	300万円	① 保険対象者の故意又は重過失による場合 ② 地震、噴火又はこれらによる津波による場合 ③ 保険対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による場合 ④ 保険対象者の無資格運転又は酒酔い運転による場合 ⑤ 他覚症状のないむち打ち症又は腰痛 ⑥ 公務中の事故など、公務災害補償などの適用を受ける場合 ⑦ 差し歯、義歯などの損害 など
後遺障害	最大300万円	
入 院	1日3,000円(180日限度)	
通 院	1日2,000円(90日限度)	
手 術	最大12万円	

注1：死亡及び後遺障害保険金については、事故発生の日からその日を含め180日以内に生じた場合となります。

注2：入院及び通院保険金の対象期間については、事故発生の日からその日を含め180日を限度に対象となります。

賠償責任保険

活動協力者が、活動中の過失により、第三者の生命、身体、または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に支払われる保険金です。

種類	支払限度額	対象とならない主な事例
身体賠償	1名につき 1億円 1事故につき 5億円 生産物賠償責任については 保険期間中 5億円限度	① 保険対象者の故意による場合 ② 地震、噴火、洪水、津波等の天災による場合 ③ 自動車(自動二輪車及び原動機付き自転車を含む。)及び昇降機による場合 ④ 施設の改築、改造、修理等の工事による場合 ⑤ 保険対象者と同居する親族に対する損害賠償責任 など
財物賠償	1事故につき 500万円 生産物賠償責任、受託者賠償責任については 保険期間中 500万円限度	

生産物賠償責任：市民活動中に活動協力者が提供した飲食物や啓発物品などにより賠償責任が生じた場合の補償

受託者賠償責任：他人からの預かり品や管理しているものを滅失、棄損、汚損等により被害が生じた場合の補償

事故発生時の手続きについて

市民活動中に事故が発生した場合は、活動内容に従って下記お問い合わせ・届出先に速やかに届け出て
ください。その後、所定の事故報告書兼証明書をお出しいただきます。事故や活動内容を審査し、その事故
や活動が市民活動保険の要件を満たしている場合、保険金が支払われます。

お問い合わせ 届出先	活動内容
区役所地域力推進課	○区安心・安全で快適なまちづくり協議会・学区連絡協議会・町美運動 学区推進委員会・町内会・自治会が実施する町を美しくする運動 ○交通安全市民運動 ○生活安全市民運動 ○コミュニティセンター等管理活動 ○青少年育成運動の運営活動
区役所民生子ども課	○どんぐりひろば・児童遊園地管理者による清掃活動
土木事務所 (東山総合公園管理区域は 東山総合公園)	○緑のまちづくり活動 ○河川愛護活動
環境事業所	○ごみ・資源の排出指導活動 ○名古屋クリーンパートナー活動 ○集団資源回収活動
環境局環境企画課	○「環境サポーター」の環境教育活動 ○環境保全実践活動(環境局実施)
保健センター	○ネズミ昆虫等防除活動 ○イエローチョーク作戦 ○環境保全実践活動(保健センター実施)
区役所総務課・消防署	○防火・防災市民普及活動
住宅都市局 ウォーカブル・景観推進課	○違反広告物追放推進員活動
動物愛護センター	○動物愛護推進員活動

<配布部署連絡先>

発行:名古屋市スポーツ市民局地域振興部地域振興課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

このリーフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。令和8年4月発行



←市民活動保険
ウェブページ